



# にしごう

広報にしごう第203号  
昭和62年11月1日

## VOL.11

■人口のうごき 人口15,192人(+36) 男7,674人(+14) 女7,518人(+22) 世帯数3,700戸(+6) 10月1日現在( )は対前月比



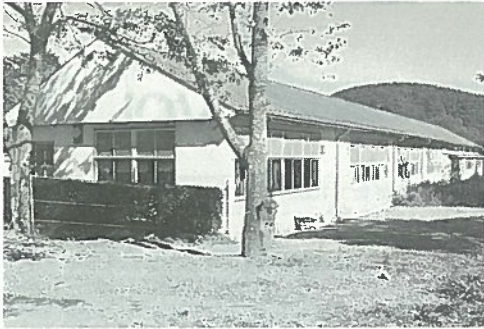
### おもな内容

- 川谷小学校々舎改築 ..... 2
- 3階建て木造住宅が可能に ..... 3
- 村民等の回生炭替利用  
のすすめ ..... 4
- 公共下水道事業の認可告示 ..... 5
- 国民年金 ..... 6
- おしらせ ..... 7-8

写真：上段は、力走が見られた第5回ロードレース大会。下段は、西一中生徒によるいなどり。

# 豊かな教育環境をめざし

# 川谷小学校々舎改築



▲現在の川谷小学校

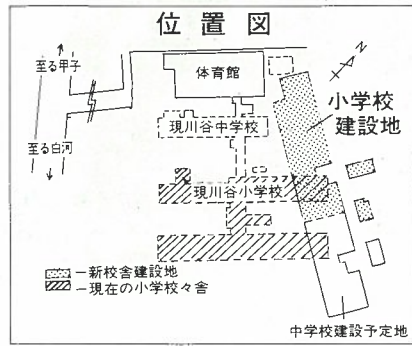
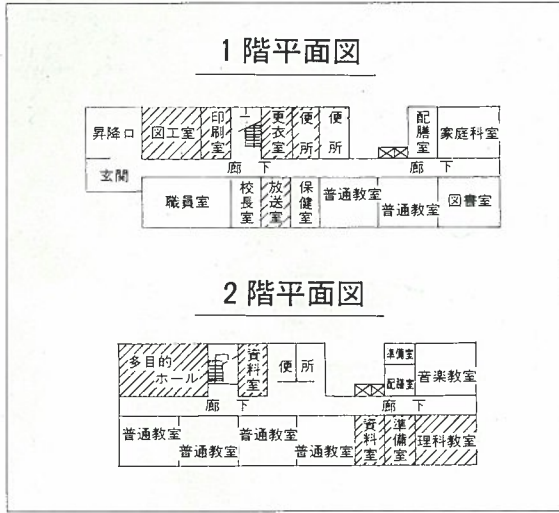
「川谷小学校々舎改築工事は、昭和六十二年九月十日に着工し、翌年三月に完成する予定です。」

この工事は防衛庁、文部省による補助事業で総事業費は二億七千九百万円、校舎は鉄骨コンクリート造りの二階建てです。

建築面積は、一、五三六㎡で普通教室六、特別教室五、集会など多目的に利用できる多目的教室などがあります。

工事は、本体工事として(株)熊谷組仙台支店、電気工事は東陽電気工事(株)、機械設備工事に芳賀設備工業(株)が施工に当ります。

新校舎は来春完成する予定ですが、完成後には現在の木造校舎は解体されます。また、昭和六十三年には同中学校々舎改築が実施される見込みです。



## 渡り鳥

渡り鳥というと、秋空に隊列を組んで、竿(はね)になったり鉤(かぎ)になったりして渡る雁(かり)や、空が暗くなるほどの大群で飛来するツグミを思い出す方もあると思います。

昔はツグミの群れを、網で捕らえて食用にしたそうですが、いまは狩猟鳥からはずされて保護されておき、こうした光景を見ることはなくなりました。

日本で見られる鳥の約八五%が渡り鳥です。渡り鳥には、夏を日本で過ごす夏鳥(ツバメ、カッコウなど)、冬を日本で過ごす冬鳥(ツグミ、雁、白鳥など)のほかに、移動の途中に日本に寄る旅鳥(シギ類、チドリ類)があります。また迷鳥といって、本来、日本には来ないはずの鳥が何かの拍子で迷い込むこともあります。

渡り鳥のなかには赤道を越えて一万キロもの旅をするものも多く、特にキョクアジサシという鳥は、北極圏から南極まで一万八千キロもの旅をするそうです。

ところで、鳥の渡りは春と秋に行われるのに、俳句では秋の季語になっています。なぜでしょうか。一説には、秋の渡りが集団になって目立つからだといわれています。それに秋は空が澄んできれいなので、見上げる機会が多いからかも知れませんね。

十一月の行事には「パートタイム労働旬間(一日〜十日)」があります。昭和五十九年に「出された労働対策要綱の周知を図るための月間です。ちなみに、雇用者中に占めるパートタイマーの割合は、男子一・二%に対し、女子は二・七%と二倍以上になっています。」

ご存じですか

# 三階建て木造住宅が可能に

## ●建築基準法の一部改正・年内施行●

狭い土地に、小さな二階建て木造住宅——都市部での異常な地価の高騰は住宅事情を悪化させており、今後、土地の有効利用がますます必要となっています。

こうした背景のもと、六月五日、建築基準法の一部が改正され、これまで長い間禁止されていた準防火地域（住宅密集地域などがその地域として定められています）での三階建て木造住宅の建築が認められることになりました。施行は年内の予定です。

この法律改正によって住宅密集地での土地の有効利用と居住スペースの拡大が図れるものと期待されています。

### 住宅密集地のほとんどが準防火地域

関東大震災や太平洋戦争の空襲で市街地が一瞬にして焼け野原となった苦い体験から、これまで木造住宅は燃えやすいという考えが定着していました。

昭和二十五年に制定された建築基準法は木造建築物に厳しい防火上の規制を加え、都市計画法上の防火地域、準防火地域では、三階以上の木造建築を禁止していました。ここでいう防火地域には、駅前の商業地や幹線道路沿いの地域が定められ、準防火地域には住宅が密集する市街地の地域が定められています。

東京をはじめ大都市圏の住宅密集地は大半が準防火地域となっています。

このような地域は、いったん火災が発生すると大きな被害が予想されることから、今までは三階以上の建築物は耐火建築物（コンクリート造り）または簡易耐火建築物（鉄筋コンクリート造り、ブロック造り）に限られていました。

### 耐火性能が大幅に向上した木造住宅

しかし、「燃えやすい」といわれる木造住宅も、外壁をモルタルにしたり、太い柱を使うなどの工夫で、耐火性能が大幅に向上しました。今や耐火性能が劣るとして木造住宅を過度に規制することは、時代にそぐわなくなっています。

こうしたことから、準防火地域にも三階建ての木造住宅が認められることになったのです。現在の二階建てでは手狭と感じている人にとっては、広い住まい造りをするうえで朗報といえそうです。

〔注〕この法律は「技術基準」が決まりしだい、十二月四日まで施行されます。

## 故・真船正吉さんに

### 勲六等単光旭日章

今年七月十二日に亡くなられた故・真船正吉氏（小田倉字大平四〇五番地）に、このほど勲六等単光旭日章が授与されました。

叙勲伝達式は十月九日自宅で行われ、佐藤家治県南行政事務所長から子息・正康氏に手渡されました。

氏は白河第二尋常高等小学校を卒業後、農業に従事し昭和四十六年に村議会議員に当選以来昭和六十二年までの間、四期十六年の永きにわたり在職し、特に昭和五十七年から五年間副議長として議会の円滑な運営に尽力する傍ら、村有線放送電話運営委員、村公民館運営審議会委員、村総合開発審議会委員等の要職を勤めるなど教育文化、福祉の向上にも多大な貢献をされました。

## 税の知識

### ◎税を知る週間

十一月十一日（水）から十七日（火）までは「税を知る週間」です。

国や地方公共団体は、私たちが国民が豊かで安定した暮らしができるように、幅広い活動を行っています。

税金は、このような活動のための大切な財源です。この機会に、あなたも税金の仕組みや使いみちについて考えてみませんか。「この社会あなたの税がいきている」

この社会あなたの税がいきている



11月11日から17日までは「税を知る週間」です。

# 村税等の口座振替利用 のすすめ

○便利です

窓口に行って納付していた税金等をあなたに代って、金融機関があなたの預金口座から自動的に納付してくれるので、共働きの方や、不在がちの方には便利です。おすすめします。

○手続きは簡単です

手続きは税務課又は金融機関の窓口でできます。

○口座振替できる村税等は次のものです。

村県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、国民年金保険料、水道使用料、有線放送電話使用料、公営住宅使用料、保育料

○取扱金融機関

東邦銀行白河支店、東邦銀行白河西支店、常陽銀行白河支店、白河信金西支店、白河信金新白河支店、福島相互白河支店、福島相互白河西支店、大東相互白河支店、白河農協西郷支所、足利銀行白河出張所、郵便局

なお、村税等の口座振替についての詳細は役場税務課(☎二五一一一一)内線二五一一二五

三)及び有線放送五一一二二へお問い合わせ下さい。

## ゲートボール大会

第二回議長杯が十月七日(水)、村営ゲートボール場で行われました。

村内の十チームによる熱戦が



▲チームの優勝がかかっています！

展開されました。成績は次のとおりです。

- ▼優勝 米寿Bチーム
- ▼準優勝 川谷チーム
- ▼三位 上芝原チーム

## 交通安全を願う 鼓笛隊パレード

九月二十一日から三十日まで実施された秋の全国交通安全全運動の一環として九月二十二日、小田倉小児童による鼓笛隊パレードが行われました。小田倉小から国道四号線、西郷郵便局の前を通過して太陽の国・やまぶき荘までの往復を、沿道の声援を受けながら村内に交通安全を呼びかけました。



▲交通安全を呼びかける子供たち

## 善意を

## ありがとう

左記の方々から心暖まるご芳志をいただきましたので、ここに紹介すると共に感謝申し上げます。

- ▼社会福祉協議会へ  
スーパードンタール店様(原中) 一〇,〇〇〇円
- 徳山米造様(白河市) 五〇,〇〇〇円
- 高久英雄様(白河市) 一〇,〇〇〇円
- ▼村内各学校、学園へ  
東京出版機械(株)様 学習ノート一五,〇〇〇冊

相川芳門様(大平) 三〇,〇〇〇円

▼村内小・中学生の自転車安全運転教室のために 五,〇〇〇円

白河地区交通安全協会様(近嵐喜与美会長) 競技用自転車 四台  
自転車競技大会用 用具一式  
ノボリ(交通安全用) 二十一本  
テント 一式

## 川柳

秋風を背負って妻の背狩り

豊

窓際の椅子が冷えてく秋の風

六郎

秋風に追われ受験の灯が長く

文子

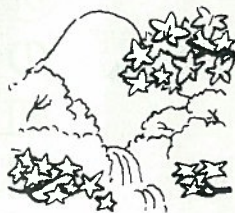
栄子

忠義

利子

ユキ子

ユキ子



# 白河都市計画下水道事業(西郷村公)

## 認可の告示縦覧のおしらせ

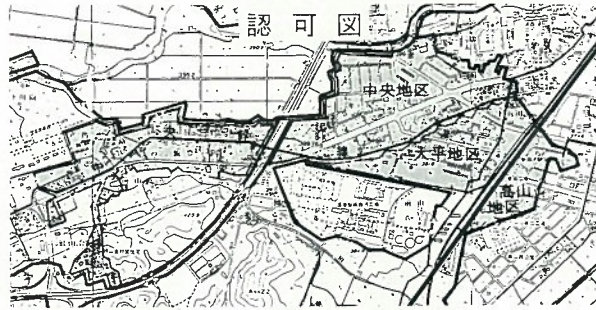
このことについて都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により都市計画事業計画の認可を受けたので告示する。

なお、第六十二条第二項の規定により図書を左記のとおり縦覧いたしますのでお知らせいたします。

昭和六十二年九月二十九日  
西郷村長 鈴木平作

一、施行者の名称  
西郷村  
二、都市計画事業の種類及び名称  
白河都市計画下水道事業(西郷村公共有下水道)

三、事業認可の年、月、日  
昭和六十二年九月二十九日  
四、事業施行期間  
昭和六十二年九月二十九日から昭和七十二年三月三十一日まで  
五、事業地  
大字小田倉字和尚檀、豊作、道南、石塚、子安森、裏山、及



び下前田の全部、大字小田倉字原中、小田倉原、山神裏、豊城、飯豊、屋敷裏、萱場、立出、岩下、前山、狼山合、井戸尻、及び畑田の各一部  
六、縦覧場所  
西郷村都市計画課

### 11月9日は 『119番の日』

消防署では今年からダイヤルナンバーにちなみ、十一月九日を「一一九番の日」に設定しました。

最近の大きな火災では、熱川温泉「ホテル大東館」、老人ホーム「松寿園」の惨事にみられる様に、一一九番の通報の遅れが指摘されています。この様な事からも一一九番の通報要領、システム等を紹介したり、又訓練を実施し適確な通報ができる様に設定しましたので、当日には村内の各事業所等においても是非通報の訓練を実施されます様お願いいたします。

尚、問い合わせは白河消防署西郷分署まで。☎二五二二五三四



### 統計調査結果シリーズ⑧

## 工業統計調査

この調査は、毎年十二月三十一日現在で製造業を営む事業所を対象に調査するものであります。

今回の調査結果は、昭和六十二年十二月三十一日現在で調査しました事業所数、従業者数、製造品出荷額、その他の調査項目に従い、集計公表されたものであります。

西郷村の事業所数は、六十四事業所で、前年に比べて三事業所(四・九%)の増加であります。従業者数は、二、九六八人で前年に比べると三八〇人(一四・七%)の増加となりました。

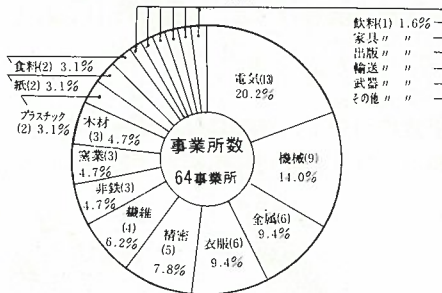
業種別事業所では、電気の仕事所が十三事業所で、従業者数九六八人、次いで機械の事業所が九事業所、従業者が六九五人で、事業所数二事業所で全体の三四・四%を示め、従業者数一六六三人は全体の七八・五%を占めている現状です。

その他、事業所数、従業者数の割合の高い業種は、金属、衣服、精密の順に集計されました。

1. 事業所数外(従業者4人以上の事業所)内訳表

事業所数	従業者数		現金給 与総額	原材料 使用額等	製造品出荷額等				生産額					
	常用労働者数				総額	製造品 出荷額	加工賃 収入額	修理料 収入額	生産額 (従業者29人 以下は製造 品出荷額)	付加価値額 (従業者9人 以下は粗付 加価値額)				
	男	女									年	月	年	月
計	甲	乙	総数	男	女	万円	万円	万円	万円	万円	万円			
58	57	13	44	2,199	1,461	721	586,025	2,274,395	3,639,457	3,510,008	127,718	1,731	3,630,838	1,192,007
59	61	13	48	2,588	1,741	833	681,796	2,683,707	4,162,437	4,018,708	143,729	1,731	4,199,026	1,293,324
60	64	17	47	2,968	2,044	910	869,707	3,310,350	5,511,611	5,353,188	156,626	1,797	5,745,960	1,857,054

2. 業種別事業所の構成割合



# ●保険料は忘れずに納めましょう



60才になるまで納めます

被保険者の種類	保険料を納める方法
第1号被保険者 任意加入被保険者	役場から送付されている納付書で毎月納めて下さい。 (便利で納め忘れのない口座振替をご利用下さい。)
第2号被保険者 第3号被保険者	保険料を各人で納める必要はありませんが、第3号被保険者は届出が必要です。 厚生年金・共済組合が国民年金に対する拠出金として一括して負担します。

## ●保険料は40年間納めます

保険料は20歳から60歳になるまでの40年間、納めることになっています。

老齢基礎年金を受けるためには、この間に最低25年以上（保険料免除期間やカラ期間を含む）の保険料を納める必要があります。

## ●保険料は月額7,400円です

### ●付加保険料

第1号被保険者で希望する人が月額400円を納めます。

※保険料が割引かれる前納制度もあります。

## ●保険料が納められないときは免除制度があります。

第1号被保険者（強制加入）の方で保険料の納付がいちじるしく困難な方には免除制度があります。

免除の手続きをしておきますと、年金を受ける権利が保障されます。

免除には次の二つがあります。

法定免除	①生活保護法による生活扶助を受けている方。 ②障害基礎年金または被用者年金の障害年金(1級・2級)の受給権者の方など。
申請免除	①所得の少ない方や病気やケガなどで経済的に困りの方。 ②保険料を納付することが困難な特別の理由のある方。

ただし、免除を受けた期間の年金額は通常の3分の1となります。

### 便利で確実な口座振替を！

いそがしい毎日、わざわざ役場や金融機関へお出かけになるのも大変です。また、ついうっかり納期日を忘れることもあるかも知れません。

そんな手間やムダを口座振替が解消いたします。

●お申し込み方法

申込用紙は、金融機関の窓口を用意しておりますので、納付書と預金通帳および届出印(ハンコ)をお持ちになって、お申し込みください。(用紙は役場にもあります)

免除を受けた期間を後で納付する場合は、過去10年以内に限ってさかのぼって納められます(追納)。追納すると将来の年金額が通常に戻ります。

追納する際には、当時の保険料額に若干の加算が付きまます。ただし昭和61年3月までの免除期間については、加算はつきません。

●任意加入被保険者の方は、免除はうけられません。

国民年金についての詳細は住民課・年金係  
(☎25-1111 内線242)へおたずね下さい。

# 地方税法の一部が改正されました

さきの国会で、10月1日以降に納期の到来する税金に付随する各種加算金が、次表のとおり引き上げられました。申告納税は、期限内に済ませましょう。

改正税目	自主的に期限後に申告した場合(改正なし)	税務署・県税事務所・市町村税務課のどこかが、調査に入り差額が出た場合		
	不申告加算金	不申告加算金	過少申告加算金	重加算金
(県税関係) ・法人事業利用税 ・娯楽施設等消費税 ・料理飲食等消費税 ・軽油引取税 (市町村税関係) ・市町村民税分離課税の所得割 ・たばこ消費税 ・電気引取税 ・木材引取税 ・特別土地保有税 ・入湯税	従来五% ↓ 今後五%	従来一〇% ↓ 今後一五%	従来五% ↓ 今後一〇%	従来三五% ↓ 今後四〇% 従来三〇% ↓ 今後三五%

## 御存知ですか

### 医薬品副作用被害救済制度

医薬品は、人の健康の保持増進に欠かせないものですが、その使用に当たって万全の注意を払ってもなお副作用の発生を防止できない場合があります。医薬品を適正に使用したにもかかわらず副作用による健康被害

害(入院を必要とする程度の疾病又は障害、死亡)が発生した場合に、医療費、医療手当、障害年金、障害児養育年金、遺族年金、遺族一時金、葬祭料の諸給付を行い、これにより被害者の救済を図ろうとするのが、こ

### 『正月をつくる親子のこころ』

国立那須甲子少年自然の家では、親子で正月をつくる喜びを味わい望ましい親子関係をつくらうと、今年もたこやしめなわ、門松、手作りの年賀状づくりが次の日程で開かれます。

▼昭和六十二年十二月十二日(土) 十三日(日) 一泊二日

▼対象 親子

▼募集人員 一〇〇名

なお、詳細については同那須甲子少年自然の家(☎三三六二二三三二)へお問い合わせ下さい。

の救済制度です。

制度の仕組みを解説したパンフレット及び請求用紙を無料でお送りします。



医薬品副作用被害救済基金

総務部企画課相談係

〒170 東京都豊島区東池袋

三三一一一

サンシャイン六〇 二六階

☎〇三一九八八―二〇二(代)

### 無料調停相談会が開催されます

きたる十一月十一日(水)午前九時から午後三時まで白河市宇天神町の「白河市中央公民館」において、無料調停相談会を開催します。

土地、建物、金銭の貸借、交通事象などによる損害賠償など民事上の問題や、離婚、離縁、親子関係、扶養、相続、遺産分割などの家庭内の問題でお困りの方はごさいませぬか。

こういふ日常生活のいろいろな争いごとを円満に解決するために裁判所の調停という制度があります。

当日は調停委員がこれらの問題解決にはどうしたらよいか、ご相談に応じますから、どうぞご遠慮なくお出で下さい。

白河市宇部内一四六番地  
福島家庭裁判所白河支部内  
白河調停協会

無料で応じます

交通事故の相談

午前九時半～午後四時(四十分平日)  
土曜日は正午まで(第二・第三土曜日は休みます)

◎専門の相談員が親身になってご相談に応じます。

◎弁護士相談日…毎週木曜日 午後一時～四時

社団法人日本損害保険協会  
福島自動車保険請求相談センター

福島市栄町一〇―二二 住友生命福島ビル五階  
福島調査事務所内

☎〇二四五―二二二九五(直通)  
〇二四五―三三三三七  
電話のご相談もお受けします

昭和62年度

元巨人軍監督  
那須甲子少年自然の家開所十周年記念

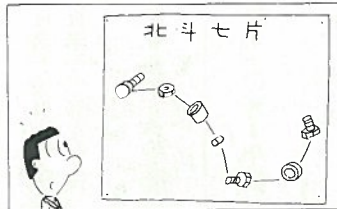
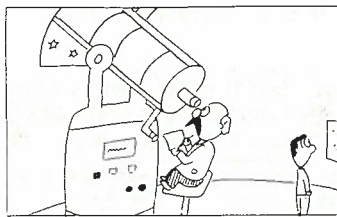
川上哲治氏来村

文化講演会

日時 昭和六十二年十二月三日 午後六時三十分  
場所 村文化センター

# さわやか君 ☆

西村 泉



## 土地(宅地) 分譲中

只今、県住宅供給公社は上野原団地で土地(宅地)の購入者を募集しております。

住宅建設は、まず土地の購入から

★募集区画 13区画

★住宅金融公庫 4.2%

★年金 4.45%と低利です。

(金融情勢により融資金の利率は、変わることもあります。)

★受付期間

随時・先着順に受付しています。

★相談及び受付場所

西郷村役場 企画調整課

☎0248 (25) 1111

県住宅供給公社 販売推進課

☎0245 (21) 5520

## 検察審査会を ご存知ですか

交通事故・詐欺・おどしなど犯罪の被害にあって、警察や検察庁に訴えたのに、検察官がその事件を起訴してくれなかった。また、社会的に重大な事件を検察官が起訴しない。どうも納得できない。こんな不満をおもちの方は、お気軽に検察審査会事務局にご相談ください。手続きは一切無料です。

※詳しくは、

郡山市麓山一丁目2-26

郡山検察審査会事務局

(福島地方裁判所郡山支部内)

☎0249-32-5656

おし  
ろ  
せ



## 福島県の最低賃金が 変わりました

福島県の新しい最低賃金が、昭和62年10月10日から次のとおり改正になりました。

1日 3,361円

1時間(時間給労働者) 421円

★この最低賃金は、福島県内の事業場で使用されるすべての労働者(パートタイマー、アルバイト等を含む)に適用されます。

★最低賃金額には、次の賃金は算入されません。

(1)精皆勤手当、通勤手当、家族手当

(2)臨時に支払われる賃金

(3)1ヵ月をこえる期間ごとに支払われる賃金

(4)時間外、休日労働・深夜労働の割増賃金

なお、最低賃金についてのご照会・ご相談は、福島労働基準局賃金課(☎0245-34-1111内線541-544)へ。

## 自衛官募集中

\*身 分

特別職国家公務員

\*応募資格

18歳以上、25歳未満の日本国籍を有する男子

\*初任給

110,200円。(約10ヵ月後119,900円となり、その後は年1回昇給、衣・食・住は無料支給されます。)

海上自衛隊艦船乗組員には、本俸の3~4割程度の手当のほかに、航海手当なども支給されます。

\*賞 与

年3回・約4.9ヵ月分

(その他寒冷地手当など諸手当が支給されます。)

手続など詳しくは、役場総務課(☎25-1111 内線 225)又は、白河募集事務所(☎24-0372)へお尋ねください。

## 今月の納税

国民健康保険税 5期

## 村営住宅入居者募集

村では下記の住宅の入居者を募集しております。

記

住宅名	下羽大団地2戸
構造	簡易耐火構造平家建
種別	第1種
部屋数	3部屋
家賃	月額 11,000円

住宅名	岩下団地
構造	中層耐火構造3階建
種別	第1種
部屋数	3部屋
家賃	月額 33,000円

敷金は家賃の2ヵ月分、共同の維持管理に要する費用は入居者で負担していただきます。

※申込用紙は役場建設課(☎25-1111内線353)にあります。

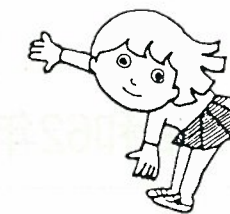
尚、随時受付をしておりますので詳しいことは同課へお問い合わせ下さい。



# 財政のお知らせ

## 昭和61年度決算概要

村は毎年2回、財政の状況を村民の皆さんに公表しています。今回は、昭和61年度のお金の使いみちである決算の総体と、昭和62年度の予算執行、財産の状況（昭和62年3月末現在）などをお知らせします。



### 昭和61年度決算及び決算収支の状況

(単位：千円)

区分	歳入	歳出	歳入歳出 差引高
一般会計	3,775,995	3,688,038	87,957
国民健康保険特別会計	804,583	767,388	37,195
有線放送電話事業特別会計	33,902	32,298	1,604
老人保健事業特別会計	506,762	491,534	15,228
土地造成事業特別会計	313,018	659,165	△ 325,593

(注) 赤字分は前年度繰上充用金

昭和61年度の村の決算は一般会計、特別会計及び企業会計合わせて59億 8,767万 7千円となりました。村においては、地方財政が引き続き厳しい状況にあることを十分に認識し、税収の確保、受益者負担の適正化など財源の確保に努め各種施策の実施にあたっては優先順位を定め、厳しい選択を行うなど経費の徹底した節減合理化を図り、節度ある財政運営に努めました。歳入のうち村税については、法人村民税が対前年度比36.8%減と大きく落ち込んだものの個人村民税及び固定資産税の伸び等により4.7%増となりました。歳出については、義務的経費である人件費、公債費がほぼ前年度並にとどまり、物件費においては10.7%の減、維持補修費においては18.4%の減となりました。

### 水道事業会計

(単位：千円)

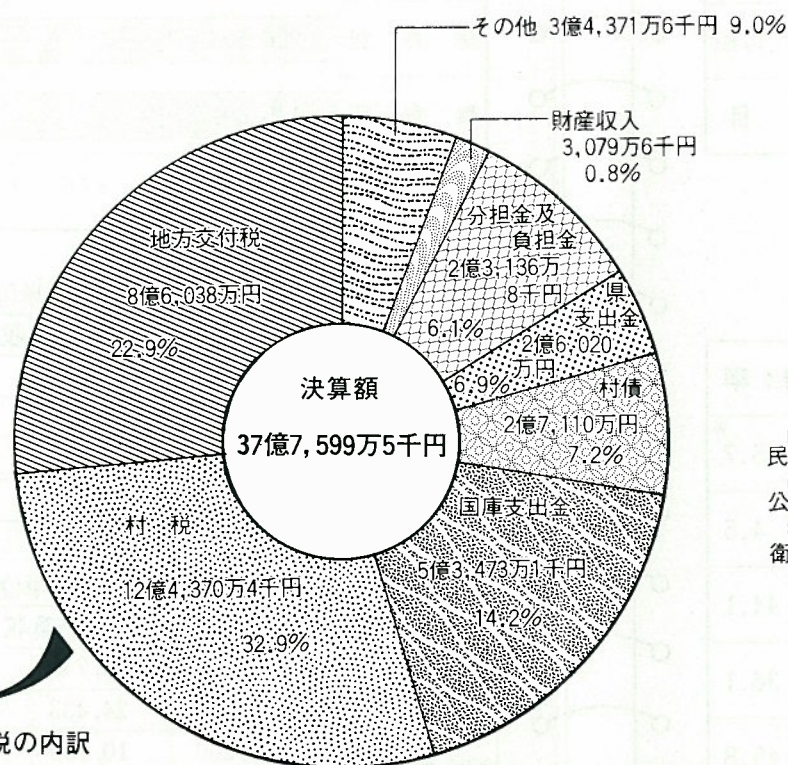
区分	決算額
収益的	
収入	187,460
支出	167,741
資本的	
収入	147,031
支出	116,700

### 工業用水道事業会計

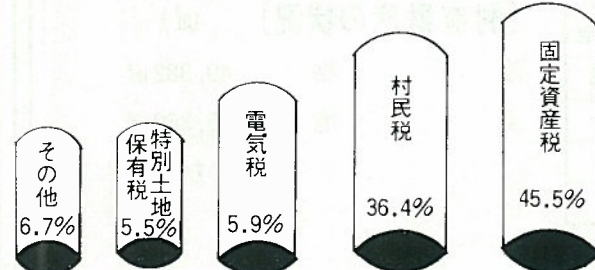
(単位：千円)

区分	決算額
収益的	
収入	61,554
支出	42,912
資本的	
収入	47,500
支出	21,901

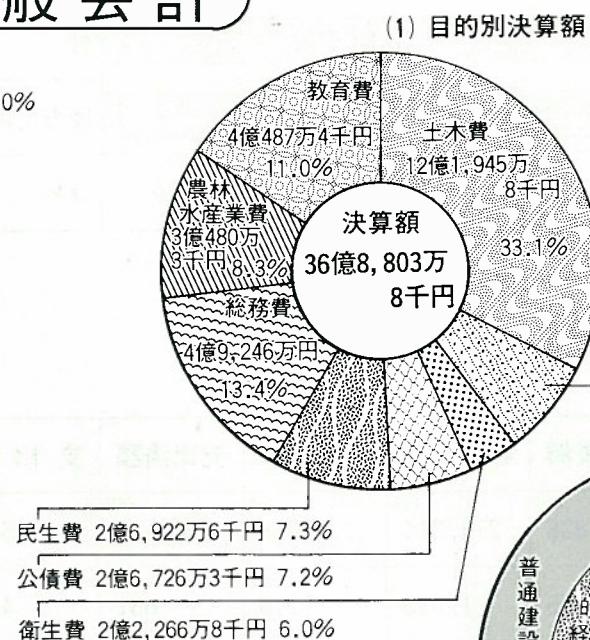
### 歳入決算の構成



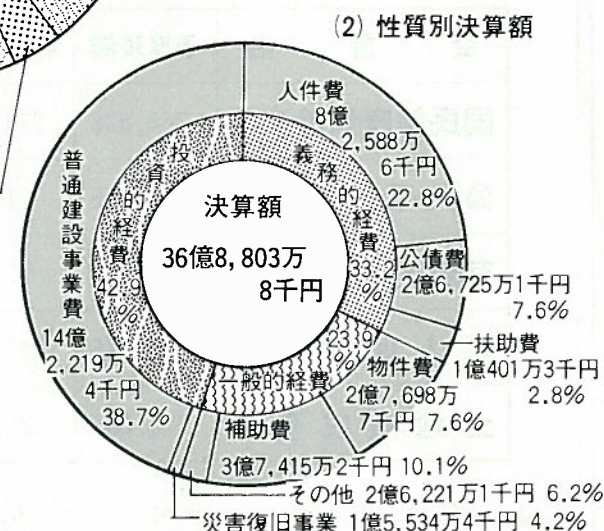
村税の内訳



### 一般会計



### 歳出決算の構成



昭和62年度

# 予 算 執 行 状 況

(62年9月末現在)

予算現額38億7,618万6千円のうち収入済額15億8,679万6千円

## 一 般

千円	%		科目
787,790	9.0	71,267千円	その他
42,192	38.1	16,092千円	自動車取得 税交付金
64,791	69.5	45,053千円	諸収入
69,164	24.7	17,056千円	地方譲与税
37,479	39.0	14,604千円	分担金及び 負担金
37,114	100.0	37,114千円	繰越金
716,916	13.4	96,318千円	国庫支出金
1,327,740	54.6	725,346千円	村税
793,000	71.1	563,946千円	地方交付税
予算現額	収入率	6億 5億 4億 8千万 7千万 2千万 1千万	科目

## 特別会計

会計名	予算現額	収入済額	収入率	支出済額	支出率
国民健康保険事業	766,828	274,314	35.8	274,124	35.7
公共下水道事業	14,155	1,635	11.6	631	4.5
有線放送電話事業	36,328	17,920	49.3	16,023	44.1
老人保健事業	571,516	245,174	42.9	206,221	36.1
土地造成事業	774,296	426,360	55.1	354,403	45.8

## 会計

予算現額38億7,618万6千円のうち支出済額12億4,239万8千円

科目	千円	%	千円
その他	79,119千円	25.4	311,743
議会費	36,490千円	47.1	77,407
消防費	62,474千円	46.1	135,494
衛生費	40,319千円	28.7	140,717
農林水産業費	64,103千円	18.9	338,510
公債費	115,327千円	44.6	258,746
土木費	341,539千円	31.8	1,072,369
民生費	130,823千円	46.9	279,052
総務費	226,603千円	47.9	472,691
教育費	145,601千円	18.4	789,457
科目	3千万 4千万 5千万 6千万 7千万 8千万 1億 2億	支出率	予算現額

## 水道事業会計

(単位：千円)

区分	予算現額	収入支出済額	収入支出率
収益的	収入	200,079	85,305 42.6%
	支出	200,079	56,209 28.1
資本的	収入	352,547	100,000 28.4
	支出	439,784	124,760 28.4

## 〔村債・企業債の状況〕 (千円)

一般会計	2,203,672
特別会計	26,038
水道事業会計	959,582
工業用水道事業会計	387,600

## 工業用水道事業会計

(単位：千円)

区分	予算現額	収入支出済額	収入支出率
収益的	収入	76,274	33,732 44.2%
	支出	76,274	24,433 32.0
資本的	収入	182,200	10,150 5.6
	支出	182,200	0 0

## 〔村有財産の状況〕 (㎡)

建物	49,382㎡
土地	7,295,360㎡
(山林含む)	